

オンラインによる会議及び研修の利用ガイドライン

制定：令和2年12月16日
和歌山県臨床心理士会

新型コロナウイルスの感染拡大防止の対策として、和歌山県臨床心理士会（以下、「本会」という。）では、オンラインによる会議及び研修を実施する。本ガイドラインは、本会主催のオンラインによる会議及び研修を実施する際の留意事項等をまとめたものである。

〈設置〉

第1条 和歌山県臨床心理士会において、Zoom Video Communications社の提供する Zoom ミーティング・サービス（以下、「Zoom」という。）を設置する。

〈事務局〉

第2条 Zoomの事務局は、会長が指定する場所に置く。

〈目的〉

第3条 和歌山県臨床心理士会の運営を円滑に行うとともに、時間や場所を問わずに、適宜、情報共有、会議及び研修を実施する方法として、オンラインによる Zoom を利用する。

〈運営〉

第4条 Zoomの開催者（以下、「ホスト」という。）は、アカウント及びパスワードを管理し、適切に運営する。

- ・和歌山県臨床心理士会理事がホストとなる権利を有し、ホストは Zoom の運営に関して責任を持つ。
- ・毎年6月にパスワードを更新し、再設定する。
- ・Zoomを利用する際には、ダウンロードした Zoom アプリを、常に最新のバージョンに更新する。
- ・Zoomによる会議及び研修を開催する場合は、Zoomの「ミーティングをスケジュールする」にミーティングの名前及び開催日時を入力し、他の予定が重複しないようにする。

〈会議及び研修〉

第5条 Zoomのホストは、オンラインによる会議及び研修を開催する上で、個人情報保護やセキュリティの観点から、事前に参加者に対してミーティングID及びパスワードを送付するものであり、いかなる場合でも第三者にミーティングID及びパスワードを教えることを禁止する。

- ・研修においては、公益財団法人日本臨床心理士会資格認定協会の研修ポイントを申請する場合もあるため、ホスト等が名前や臨床心理士登録番号を確認できるように、Zoom 利用時に研修申し込み時と同様の氏名を利用する。
- ・悪意のある第三者の参加が見込まれ、会議や研修の実施に支障があるとホストが判断した場合には、参加者の設定を変更したり、中止することがある。
- ・Zoom に参加する場合、PC やスマートフォン等の端末は、参加者一人につき、一つを準備し、複数人で参加することを控えるように努める。また、個人情報保護の観点から参加者が周囲の環境に配慮し、イヤホン等を使用する等を行う。

〈規定〉

第6条 オンラインによる会議及び研修であっても、本会規約の通り、本会の定める「倫理規定」、並びに公益財団法人日本臨床心理士会資格認定協会の「臨床心理士倫理規定」を遵守する。

〈個人情報の保護〉

第7条 オンラインによる会議及び研修を利用する際には、個人情報の保護の取扱いに十分な注意を払い、個人が特定されないような工夫を行う。

〈費用〉

第8条 本会が契約している Zoom においては、安定して、適切な管理及び運営を行うために本会が適切な費用負担を行う。

〈備考〉

Zoom 利用時は、動画接続は通信料が膨大となり、通信料や接続の安定のためにも Wi-Fi 環境下で接続いただくようお願いします。ちなみに、Wi-Fi に接続していない場合のポケット通信料は3時間で1～2GB と言われています。Zoom の規約、使い方等に関しては以下のサイトを参照してください。

Zoom の使用方法は以下の Zoom 規約に準ずることとする。

<https://zoom.us/jp-jp/terms.html>

利用方法参照サイト

<https://teachme.jp/8/manuals/8076351>

https://drive.google.com/open?id=11soQbXPZ6gQJ9zn8J4us9C2uWCws_1_AJsXmPX-GPxg